

答 申 第 217 号
令和4年11月11日

神 戸 市 長
久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会
会長 興津 征雄

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

令和4年5月20日付神行行第153号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「保育所から幼児の不自然な外傷に係る通報の根拠」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在決定は妥当ではなく、国が発出した「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を対象公文書として特定し、公開すべきである。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「神戸市が保育園に対して、園児に家で行ったのか保育園で行ったのか不明なケガやアザについて、保護者に事前に連絡せずに市役所に報告することを求めていることが分かる公文書」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和4年3月4日受付の審査請求書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

垂水区子ども家庭支援課の職員から、「首から上のケガや保育園で行ったのか家で行ったのか分からないケガやアザについては保育園に対して行政に報告するように求めている」と言われたが、公開しない理由に書かれている国の指針を読んだものの、このような発言を裏づける文言は見当たらなかったため、本件決定を取り消すとの裁決を求める。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和4年3月28日受付の弁明書、令和4年6月27日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

請求人が公開請求した内容の公文書は、処分庁において作成していないため、本件決定を行った。本件決定において、処分庁が「公開をしない理由」に記載している内容は、保育所等に対し、不自然な外傷等があれば市町村等に通告することを求めていることがわかる文書としては、国が示す「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」が存在し、処分庁では作成していないということを表すものであり、請求人の個別の事情が該当するかどうかは、本件決定に何ら影響を及ぼさない。

請求人は、「公開しない理由に書かれている国の指針を読んだものの、このような発言を裏付ける文言は見当たらなかったため」本件決定の取り消しを求めると主張しているが、本件決定は、処分庁が、請求人が請求する公文書を保有していないため公開しないというものである。そのため、審査請求人の主張は、本件処分に関することではない。

文書特定の検討の際には、保育所から保護者より先に本市に対して連絡することを示したマニュアル、ガイドライン等がないのかを調べた結果、該当する文書がないことを確認している。また、国からの指針があるものの、当該指針にも「保護者より先に」もしくは「事前に」といった表現はなかったため、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 争点について

処分庁は、本件請求に対して、国が示す「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針（平成31年2月28日付け通知 府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号）」（以下「国指針」という。）が存在し、処分庁では作成していないとして不存在決定を行った。

本件決定に対して、請求人は、職員が「首から上のケガや保育園でついたのか家でついたのか分からないケガやアザについては保育園に対して行政に報告するように求めている」と発言したことについて、本件指針に当該発言を裏づける文言は見当たらなかったため、審査請求を行ったとしている。

したがって、本件の争点は、職員が発言した内容の根拠となる公文書の存否についてである。

以下、検討する。

(2) 本件請求に係る公文書の存否について

処分庁の主張によれば、本件請求に対応するものとして国指針があるが、不自然な外傷がある場合に、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告するように明記されているものの、保育所等が保護者より先に市町村等に対して情報提供又は通告することについては明記されていない。また、本市が独自に、保護者より先に市町村等に情報提供又は通告することを明記したような指針等を作成していないため、不存在決定を行ったとのことであった。

なお、国指針の対象となる事案については、要保護児童対策協議会の対象となっているが、虐待の事案ではない場合においても、区役所による見守り対応が必要な事案については、運用上、国指針に基づいて対応しているとのことであった。

審査会が公文書公開請求書及び審査請求書を見分したところ、請求人は①園児の首から上の負傷や、どこで負傷したのか不明な怪我や痣があれば、市町村等に報告すること、②市町村等への報告は、保護者に事前に連絡せずに行われること、以上

2点が明らかとなる文書を求めていることが認められる。

処分庁は、国指針には、請求人が求めているような「保護者に事前に連絡せずに」市町村等に報告することを明記していないと主張しているため、審査会において国指針を見分したところ、本件に関わる記載項目としては、「7 緊急時の対応」が該当するものと思われ、その内容としては、「…学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。」と記載されていることが認められる。

請求人が求めている上記2点について、国指針と照合しながら検討してみると、まず1点目の「どこで負傷したのか不明な怪我や痣」については、国指針でいう「不自然な外傷」の記載に包含され、2点目の市町村等への報告が、「保護者に事前に連絡せずに」行われることについては、国指針でいう「適宜適切に」の記載に包含されるものと解することができる。

情報公開制度の目的は、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を行うことにより、市の諸活動を市民に説明する責務を十全に果たすことにある。

そうすると、処分庁が主張するような、国指針には保護者より先に市町村等に情報提供又は通告を行うことが明記されていないことを理由として不存在決定を行ったことについては、請求内容の極めて限定的な解釈のもとに行われたと言わざるを得ず、処分庁が行った本件請求に対する文書特定は不適切であったといえる。

したがって、処分庁が行った不存在決定は妥当ではなく、本件請求に対して国指針を特定して公開すべきである。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和4年3月4日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和4年3月28日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年5月20日	—	* 諮問書を受理
令和4年6月27日	第345回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和4年8月10日	第346回審査会	* 審議
令和4年9月1日	第347回審査会	* 審議
令和4年10月6日	第348回審査会	* 審議